

砂利採取法運用要領 新旧対照表

新	旧
砂 利 採 取 法 運 用 要 領 (略) 第2章 砂利採取業者の登録 7 登録 (1)～(2) (略) (3) 登録の通知 知事は、法第5条第1項の規定により砂利採取業者登録簿 (以下「登録簿」という。)に登録をしたときは、同条第2項 の規定により「砂利採取業者登録通知書(様式第2号)」を遅 滞なく申請者に通知する。 また、法第6条第1項に規定する拒否要件に該当するため 登録を拒否した場合は、同条第2項の規定により「砂利採取 業者の登録拒否について(様式第3号)」を遅滞なく申請者に 通知する。 8 登録の変更等	砂 利 採 取 法 運 用 要 領 (略) 第2章 砂利採取業者の登録 7 登録 (1)～(2) (略) (3) 登録の通知 知事は、法第5条第1項の規定により砂利採取業者登録簿 (以下「登録簿」という。)に登録をしたときは、同条第2項 の規定により「砂利採取業者登録通知書(様式第2号)」を遅 滞なく申請者に通知する。 <u>その際、砂利採取業務主任者試験合格証又は砂利採取業務 主任者認定証の裏面に登録業者名等を記載する。</u> また、法第6条第1項に規定する拒否要件に該当するため 登録を拒否した場合は、同条第2項の規定により「砂利採取 業者の登録拒否について(様式第3号)」を遅滞なく申請者に 通知する。 8 登録の変更等

(1) (略)

(2) 登録事項変更届

____ 登録業者は、法第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは法第9条第1項の規定により「登録事項変更届書(様式第4号)」に、別表2に掲げる書面等のうち該当する書面等を添付して提出しなければならない。

(略)

10 砂利採取業務主任者試験等

(1) 試験(試験手数料……条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄)

砂利採取業務主任者試験の日程等については、知事の定める方法 _____ により公告する。

試験を受けようとする者は、「受験願書(様式第7号)」に写真を添付し、本課または県民センターへ申請しなければならない。

なお、申請にあたっては受取希望申請書(様式第27号)を併せて提出しなければならない。

(2) 合格証の交付

(1) (略)

(2) 登録事項変更届

① 登録業者は、法第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは法第9条第1項の規定により「登録事項変更届書(様式第4号)」に、別表2に掲げる書面等のうち該当する書面等を添付して提出しなければならない。

② 知事は、変更内容が砂利採取業務主任者の解任又は選任のときは、合格証又は認定証の裏面にその旨を記載のうえ返送する。

(略)

10 砂利採取業務主任者試験等

(1) 試験(試験手数料……条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄)

砂利採取業務主任者試験の日程等については、_____ 県報により公告する。

試験を受けようとする者は、「受験願書(様式第7号)」に写真を添付し、本課または県民センターへ申請しなければならない。

なお、申請にあたっては受取希望申請書(様式第27号)を併せて提出しなければならない。

(2) 合格証の交付

- ① 知事は、(1)の試験合格者に対しては、登録規則第11条に規定する「合格証」を交付する。
- ② 当該合格証を紛失・汚損した者は、「再交付申請書(様式第8号)」に写真を添付して再度申請することができる。
- なお、再交付申請にあたっては受取希望申請書(様式第27号)を併せて提出しなければならない。

第3章 採取計画の認可等

11 採取計画の認可等

(1)～(9) (略)

(10) 砂利採取廃止届
(略)

認可業者は、認可主管課の現地調査による確認を受け、災害が発生する恐れがないと認められたときは、協同組合と共同で法第24条の規定に基づき砂利採取廃止届書(様式第18号)を提出しなければならない。

砂利採取廃止届出書を受け取った認可主管課は関係市町村長、採取場所を管轄する警察署長及び土木事務所長または工事事務所長等に対し当該届出書を受理した旨通知するとともにその写しを送付する。

(略)

- ① 知事は、(1)の試験合格者に対しては、登録規則第11条に規定する「合格証」を交付する。
- ② 当該合格証を紛失・汚損した者は、「再交付申請書(様式第8号)」に写真を添付して再度申請することができる。

第3章 採取計画の認可等

11 採取計画の認可等

(1)～(9) (略)

(10) 砂利採取廃止届
(略)

認可業者は、認可主管課の現地調査による確認を受け、災害が発生する恐れがないと認められたときは、協同組合と共同で法第24条の規定に基づき砂利採取廃止届書(様式第18号)を提出しなければならない。

(略)

付 則

この要領は、昭和 60 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成 15 年 8 月 1 9 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

付 則

この要領は、昭和 60 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成 15 年 8 月 1 9 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成 27 年 12 月 26 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取業の登録の申請、砂利採取業務主任者の合格証再交付申請書、砂利採取計画の認可の申請及び変更の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行前に砂利採取業の登録事項の変更、砂利採取業務主任者の合格証再交付申請書を受理されたものについては、なお従前の例による。

- 1 この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成 27 年 12 月 26 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取計画の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に砂利採取業の登録の申請、砂利採取業務主任者の合格証再交付申請書、砂利採取計画の認可の申請及び変更の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。
